

法人事業税の外形標準課税について

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平や応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に実施されています。

外形標準課税のあらまは、次のとおりです。

1 対象法人

資本金の額または出資金の額が1億円超の法人（特別法人等を除く。）

2 税額の計算方法

$$\text{法人事業税額} = \text{所得割額} + \text{付加価値割額} + \text{資本割額}$$

所得割額 = 所得 × 7.2%（基本税率）

所得は、原則として法人税（国税）の課税標準である所得の計算の例によって算定します。

付加価値割額 = 付加価値額 × 0.48%

付加価値額は、次により算定します。

付加価値額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料 ± 単年度損益

資本割額 = 資本金等の額 × 0.2%

資本金等の額は、各事業年度終了の日における資本金等の額または連結個別資本金等の額により算定します。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせするか、または総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/czaisei/news/030724_1.html）にアクセスしてください。

法人県民税・法人事業税の電子申告について

県では、平成18年1月から、インターネットで法人県民税・法人事業税の申告ができる電子申告サービス（eLTAX：エルタックス）を行っています。

ご利用の手順は、次のとおりです。

利用届出の手続き

eLTAX ホームページで、必要事項を入力の上、商業登記認証局等が発行した電子証明書を添付して利用届出を行います。後日、利用者 ID 等が記載された利用通知書が郵送されます。

eLTAX 対応ソフトウェアの取得

eLTAX ホームページで無料の対応ソフトウェア（PCdesk）を取得するか、市販の対応ソフトウェアを購入します。

電子申告を行う

PCdesk 等の対応ソフトウェアを使用して、電子署名や電子証明書を添付した申告データを自宅やオフィス等から県に電子申告します。

なお、平成19年4月から税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合には、納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は不要となり、より便利になりましたのでご利用ください。

詳しくは、eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）にアクセスしてください。

